

平成31年1月28日

## 一般ガス導管事業の許可について

関東経済産業局長から、株式会社エナキス（法人番号 4100001010083）による一般ガス導管事業の許可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準Ⅰ．第1（6）③に適合していると認められ、かつ同Ⅰ．第1（6）⑥に適合していない事実は認められませんでしたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略  
20181228 関東第 22 号  
平成 31 年 1 月 28 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業の許可について (回答)

平成30年12月27日付け 20180925 関東第 46 号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業の許可の申請について、ガスの適切な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該一般ガス導管事業の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・09・28 資第8号。その後の改正を含みます。) I. 第1(6)③に適合していると認められ、かつ同 I. 第1(6)⑥に適合していない事実は認められませんでした。